

1. 社会福祉法人（1係）

I 実施計画

【1】指導監査の目的

社会福祉法人に対し、関係法令・関係通知等による法人運営に係る指導監査事項について指導監査を行うことにより、適正な運営の確保を図ることを目的に実施するものです。

社会福祉法第56条の規定により、指導監査ガイドライン及び船橋市社会福祉法人等指導監査要綱に基づき指導監査を実施します。

【2】指導監査の方法

一般監査	実施計画に基づき、年1回実施する。 運営に特に大きな問題が認められない場合は、3年に1回実施する。 法人事務所において、事前に提出された指導監査資料・規程等をもとに関係書類の検査・関係者へのヒアリングを行う。
特別監査	運営等に重大な問題を有すると認められる場合等に随時、実地において行う。

【3】重点事項（指摘の多いものや国が示した項目を重点事項として設定しました。）

（法人運営）

令和4年度	令和5年度
①新制度下での適正な法人運営 社会福祉法の規定に基づく運営がされているか確認し、助言・指導を行うことにより法人運営の適正化を図る。 ・評議員、理事、監事が適切に選任されているか。 ・評議員会、理事会が適切に運営されているか。 ・評議員、理事、監事の報酬額、支給基準等が適切に定められ、公表されているか。	①新制度下での適正な法人運営 同左

（会計管理）

令和4年度	令和5年度
①適正な計算書類等の作成 会計基準に沿った正しい計算書類・附属明細書・財産目録が作成されているか確認し、法人の決算関係書類作成の適正化を図る。	①適正な計算書類等の作成 同左
②現金管理の適正化 施設・事業所での現金の扱いについて、不正や誤りの発生を防止する体制がとられているかを確認し、現金管理の適正化を図る。	②現金管理の適正化 同左

【4】令和5年度指導監査計画

13法人

2. 社会福祉施設（1係、2係）

[1] 障害者支援施設

[2] 老人福祉施設（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）

[3] 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設の委託費等の確認。**運営・処遇に係る指導監査についてはこども家庭部が実施する。**）

I 実施計画

【1】指導監査の目的

社会福祉施設に対し、関係法令・関係通知等による施設の運営に係る指導監査事項について指導監査を行うことにより、適正な運営の確保を図ることを目的に実施するものです。

施設種別ごとの根拠法〔社会福祉法第70条・老人福祉法第18条第2項・児童福祉法第46条第1項〕の規定により、国が示す各施設の技術的助言等及び船橋市社会福祉法人等指導監査要綱に基づく指導監査を実施します。

【2】指導監査の方法

一般監査	実施計画に基づき、一定の周期で実施する。	
		おおむね3年に1回実施
	[1] 障害者支援施設 [2] 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム [3] 軽費老人ホーム [4] 児童福祉施設	原則として3年に1回実施 年1回実施 年1回実施
実地監査	施設において、事前に提出された指導監査資料・規程等をもとに関係書類の検査・関係者へのヒアリングを行う。	
書面監査	前年度に実地監査を行った結果、特に大きな問題が認められない軽費老人ホーム等を対象とする。提出された資料を検査し、必要があると認められるときには関係者に対し調査・照会を行う。	
特別監査	運営等に重大な問題を有すると認められる場合等に随時、実地において行う。	

※児童福祉施設については、毎年実地監査で行う。

【3】重点事項（指摘の多いものや国が示した項目を重点事項として設定しました。）

障…障害者支援施設、老…老人福祉施設、児…児童福祉施設

令和4年度	令和5年度
①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進（障、老） 虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、研修を定期的実施しているか等について確認し、その適正化を図る。 また、虐待防止のために、上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているかを確認し、その適正化を図る。 （老：虐待防止については、令和6年3月31日まで努力義務とする。）	①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進（障、老） 同左
②感染症、食中毒の発生・まん延防止対策等の徹底（障、老） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修並びに訓練を定期的実施しているかを確認し、その適正化を図る。 業務継続に向けた計画等を策定し、従業者に周知しているか、研修及び訓練を定期的実施しているかを確認し、その適正化を図る。 （老：感染症及び食中毒の予防及びまん延防止	②感染症、食中毒の発生・まん延防止対策等の徹底（障、老） 同左

<p>のための訓練の実施及び業務継続計画については、令和6年3月31日までは努力義務とする。） （障：令和6年3月31日までは努力義務とする。）</p>	
<p>③非常災害対策の強化（障、老） 消防計画を含む非常災害に関する具体的計画（火災、風水害・土砂災害、地震等に対処するための地域の実情に応じた計画）は作成されているか、防災訓練を年2回実施しているか、また、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施しているか、また消防用設備の整備状況や点検状況等を確認し、その適正化を図る。 また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する事業所での風水害を含んだ非常災害対策計画の作成、訓練の実施の確認をし、その適正化を図る。</p>	<p>③非常災害対策の強化（障、老） 同左</p>
<p>④事故発生の防止の対応（障、老） 事故の発生・再発防止のための取り組みや、施設内で発生した事故の報告状況について確認し、その適正化を図る。</p>	<p>④事故発生の防止の対応（障、老） 同左</p>
<p>⑤現金管理の適正化（児） 施設・事業所での現金の扱いについて、不正や誤りの発生を防止する体制がとられているかを確認し、現金管理の適正化を図る。</p>	<p>⑤現金管理の適正化（児） 同左</p>
<p>⑥委託費等の適正な取扱いの徹底（児） 委託費及び措置費について、国の通知に基づいた取扱いをしているか確認し、その適正化を図る。</p>	<p>⑥委託費等の適正な取扱いの徹底（児） 同左</p>

【4】令和5年度指導監査計画

- (1) 障害者支援施設 全0施設
- (2) 老人福祉施設 全24施設
- (3) 児童福祉施設 全98施設